

名張市地域振興拠点等整備測量設計業務委託仕様書

本仕様書は、名張市地域振興拠点等整備測量設計業務委託について必要な事項を定めたものである。

1. 業務名称

名張市地域振興拠点等整備測量設計業務委託

2. 業務目的

名張市では「名張かわまちづくり」計画を策定し、国土交通省が実施している名張川の引堤等の河川改修と併せ、河川空間と左岸背後地の地域振興拠点が一体となった新たな空間創出を図るとともに、これらの区間が中心市街地に位置する近鉄名張駅ややなせ宿等の歴史資源との回遊性やネットワークを向上させることで、名張川と宇陀川の合流地点である自然環境を生かした水辺と親しめる場として「親水空間」等の整備を行いながら、名張市における観光振興及び地域活性化を目指している。

本業務は、国土交通省及び名張市が過年度に実施した引堤等の河川改修、地域振興拠点の基本構想・基本計画、既成市街地（まちなか）の再生に向けた官民一体の計画策定、及び観光交流拠点となる旧細川邸やなせ宿（以下「やなせ宿」という。）の管理運営事業など、まちの活性化・賑わいの創出に向けた検討等を踏まえ、地域振興拠点の測量・実施設計、堤防部二種側帯・高水敷の修景実施設計、並びにかわまちエリアから新町・本町を中心とした旧初瀬街道エリアについて、観光客等の周遊性及び利便性を考慮したうえで、休憩スポット、サイン、舗装の美装化等の計画を行うものである。

加えて、整備完了後、かわまちエリアの持続的な運営・管理を想定し、民間委託による運営手法の検討を行い、官民連携による効率的かつ効果的な施設運営の実現を目指すものとする。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月5日まで

4. 業務内容

(1) まちなか回遊性向上整備計画立案

1) 計画準備

受託者は、契約締結の日から14日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出して承諾を得るものとする。業務計画書には、次の事項を記載する。

ア 業務の内容

- イ 業務の方針
- ウ 組織体制
- エ 管理技術者、担当技術者及び照査技術者の一覧表並びに経歴書、業務分担表
- オ 協力者がある場合は、協力者の概要、担当技術者一覧表及び経歴書、業務分担表
- カ 発注者との打合せ計画表
- キ 業務フロー
- ク 連絡体制
- ケ その他発注者が必要とする事項

受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、その理由を明確にしたうえで、速やかに発注者に変更業務計画書を提出し、承諾を得るものとする。

また、発注者が指示した事項については、受託者は速やかに業務計画書を変更し、内容を反映するものとする。

2) まちなか回遊性向上整備計画立案

①現況把握、関連計画等の整理

かわまちエリアから新町・本町を中心とした旧初瀬街道エリア（まちなか）について、地域資源や歴史資源等の既存ストックの現状を整理する。

また、名張かわまちづくり計画ややなせ宿のリニューアル計画等の関連計画についても調査・整理する。

②整備方針の立案

当該エリアに求められる機能、利用形態及び景観方針等について、あるべき姿を整理する。

③整備計画の立案

前述までの検討結果を踏まえ、休憩スポット、サイン、舗装の美装化等の整備計画を行う。計画にあたっては、周囲の景観との親和性及び一体感に配慮し、維持管理性も考慮したものとする。

3) 協議会等運営支援

今回検討するまちなか回遊性向上整備計画を含む、かわまちづくりと一体となったまちなか再生に関連する事項に係り開催される協議会等について、資料作成、運営支援及び議事録の作成を行う。回数は実行部会2回、協議会1回を想定している。

4) 関係機関協議資料作成

今回検討するまちなか回遊性向上整備計画を含む、かわまちづくりと一体となったまちなか再生に関連する事項に係り開催される関係機関協議につ

いて、資料作成、出席及び議事録の作成を行う。協議先は国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所とし、回数は2回を想定している。

(2) 地域振興拠点実施設計（基本設計含む）

1) 与条件の確認及び調査

①現況把握、関連計画等の整理

過年度実施の「かわまちづくりと一体となったまちなか再生のための官民連携手法調査委託」での報告書の内容、国土交通省で事業中の「名張かわまちづくり事業」、並びにやなせ宿や空き家等における各種管理運営事業等の内容を整理する。

②設計条件、配慮事項の整理

本拠点到新たに付加する必要のある機能や施設、留意点、官民連携による整備・利活用対象施設や規模、官民での役割分担等を整理する。

さらに、実施設計の検討に先立ち、地域振興拠点内の施設配置や各種施設規模についても必要に応じて見直しを行い、まちなか再生等とも一体となった地域振興拠点の設計に資するものとする。

加えて、前述のまちなか回遊性向上整備計画とも整合を図り、まちなかと地域振興拠点との一体的な利用や空間形成に配慮する。

なお、官民連携による、かわまちエリアの委託運営手法の検討として、民間委託運営の基本方針の検討、運営方式の比較検討、運営・管理体制の提案等を行うとともに、民間事業者ヒアリングを実施しその結果等を踏まえ運営手法検討書の作成を行う。

③関係部局との調整

前述までの内容を検討するにあたっては、都市計画室や観光交流室等の庁内関係部局との調整が必要であるため、地域振興拠点検討会を2回開催する。

2) 実施設計の検討

前述の与条件の確認及び調査結果に基づき、施工位置、形状寸法、安全性、機能性、施工性及び維持管理性に関する検討と設定を行うものとし目標工事費との調整を図るものとする。

なお、与条件の確認及び調査結果に基づき、官民連携による地域振興拠点の利活用や整備が想定される場合は、名張市及び民間での利用や維持管理内容の役割分担とともに、民間事業者の意向についても設計に反映する。

3) 実施設計図の作成

上記の検討結果に基づき、公園整備工事に必要な実施設計図（平面図、縦断面図、横断面図、構造図等）を作成する。

4) パース作成

決定したレイアウト及び作成した図面に基づくイメージパースを作成す

る。

5) 数量計算

図面及び工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算を行うものとする。また、図面を作成するうえで必要に応じ応力や容量の計算を行い、設計の適正を確認するものとする。

6) 概算工事費の算出

実施設計図に基づき、工種別に工事費を算出し、工種別内訳書に取りまとめるものとする。

7) 実施設計説明書の作成

前述までの調査検討及び設計結果等を踏まえ、地域振興拠点に関する実施設計内容についての経緯、根拠及び留意点等をわかりやすく整理するとともに、かわまちづくり事業、まちなか再生事業及びやなせ宿等の管理運営事業との整合や連携、今後の協議等が必要な内容や時期等についても整理する。

8) 照査

設計方法や手法の妥当性の照査、並びに成果品の内容の適正照査を行うものとする。

(3) 堤防部二種側帯・高水敷の修景実施設計（基本設計含む）

1) 設計計画

国土交通省にて行った護岸詳細設計業務成果品を確認し、二種側帯及び高水敷の設計にあたり基本的事項の確認を行う。

2) 景観検討

二種側帯（左岸側）には植樹帯（国施工・市施工）並びに四阿、ベンチ等の設置、さらには官民連携による高質な空間利用等にも資するキッチンカーの利用スペース等を計画している。

本検討ではレイアウト案（平面図等）を作成し、左岸及び地域振興拠点を含めた景観検討を行う。

3) 付帯施設設計（その他施設）

二種側帯に設ける植樹帯、四阿・ベンチ等の休憩施設、キッチンカー等の配置スペース及び高水敷の植生の検討を行い、各々代表的な一般構造図を作成する。

4) 施工計画

工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定する。

5) 仮設計画

施工計画により必要となる仮設計画を策定するものとする。

6) 図面作成

一般平面図、縦断面図、標準横断面図等の工事に必要となる図面を作成する

ものとする。

7) パース作成

決定したレイアウト及び作成した図面に基づくイメージパースを作成する。

8) 数量計算

数量計算を実施し、数量計算書を作成する。

9) 照査

下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- ① 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか基礎情報を収集し把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ② 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、景観検討については、地域振興拠点実施設計及び旧初瀬街道エリアの美装化計画との連続性・一体化についても照査を行う。
- ③ 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(4) 建築設計業務（地域振興拠点内トイレ棟）

別紙「建築設計業務特記仕様書」による。

(5) 測量業務（地域振興拠点予定地）

別紙「測量業務条件一覧表」並びに「数量総括表」による。

数量総括表		
	単位	数量
基準点測量		
4級基準点測量	点	4
応用測量		
作業計画	業務	1
現地踏査	k m	0.2
IP 設置		
中心点測量		
仮 BM 設置測量		
縦断測量		
横断測量		
地形測量		
作業計画	業務	1
現地測量	km2	0.0091

(6) 概算事業費の算出

(1) から (5) までの各業務の検討結果を踏まえ、本業務全体の概算事業費を算出するものとする。なお、全体の概算事業費は4億円程度とする。

(7) 報告書の作成

(1) から (6) までの業務内容、検討経緯、成果及び今後の課題等を取りまとめ、報告書を作成する。

5. 打合せ

本業務の打合せは、着手時、中間6回及び納品時の計8回とする。各打合せには管理技術者が出席するものとする。

6. 成果品

上記業務での資料を報告書として取りまとめ、以下の成果品として納品する。

- | | | |
|-------------------|-------|-----|
| ① 業務報告書 | 正本・副本 | 各1部 |
| ② 電子データ (DVD-R 等) | | 3部 |

(ウイルスチェック済みのものとし、使用ソフト等を明記すること。)

7. 委託料の支払

委託料の請求及び支払いについては一括払いとし、発注者が業務の履行を確認した後、受託者の請求に基づき支払うこととする。

8. 秘密の保持

受託者は、本業務の履行に関して知り得た情報を第三者に利用させ、または開示してはならない。また、個人情報の取扱いについては、名張市個人情報保護法施行条例を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うこと。

9. その他

- ・ 本業務は電子納品対象業務とする。
- ・ 疑義が生じた際にはその都度監督員と協議を行うものとする。
- ・ 資料等の取扱いについては十分注意し、発注者の許可なく他に引用または公表してはならない。
- ・ 本業務遂行にあたり必要な資料については別途貸与する。
- ・

以上

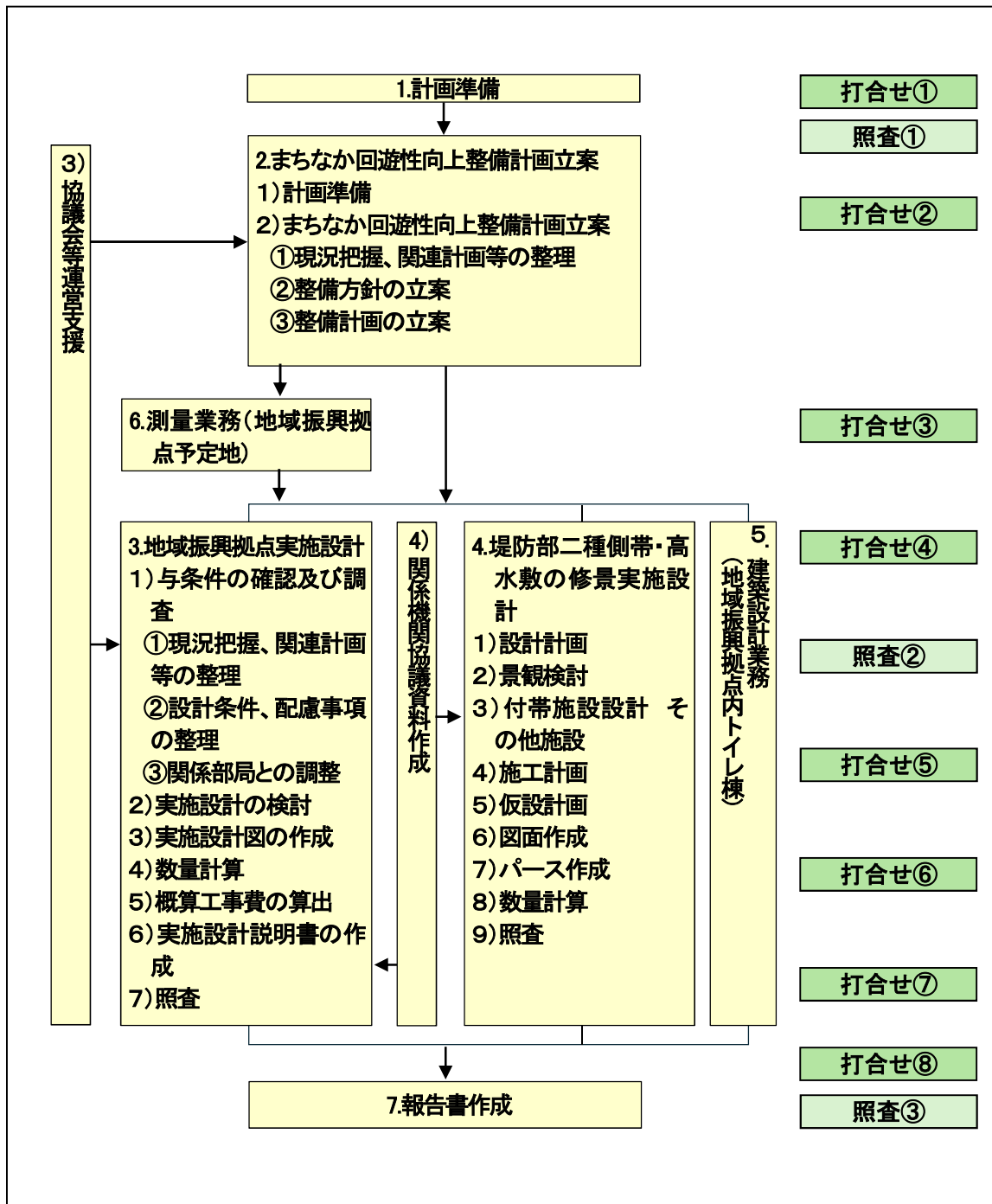


図 業務フロー

建築設計業務特記仕様書

1:委託名 名張市地域振興拠点等整備測量設計業務委託(公衆用便所新築)

2:場所 名張市 黒田 地内

3:履行期限 令和9年3月5日まで

4:計画施設概要・設計条件

1) 計画施設概要等(詳細は協議により決定する)

対象施設概要	設計概要
<p>・公衆便所の新築 (a)施設名称:未定 (b)敷地の場所:(名張市黒田地内) (c)施設用途:(公衆便所) (d)敷地面積:6439 m² (e)用途地域:無指定地域 建ぺい率 60% 容積率 200% (f)防火地域 (g)延べ面積:約 50 m² (h)主要構造:木造 (i)階数:平屋建 (j)所要室 男子便所:大便器 2・小便器 3 女子便所:大便器 6 多目的便所:大便器 1・ベビーシート付 (d)(g)(h)(i)(j)は協議により変更の可能性有</p>	<p>整備計画は下記及び別紙図面による。 ・公衆便所新築に係る実施設計業務 一式 ・上記に伴う電気・機械設備工事 一式 ・建築確認等申請業務(申請手数料含む) 一式 ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に係る申請及び協議 一式 ・外構工事 一式(但し建物敷地内に限る) ・地質調査業務(スウェーデン式サウンディング試験程度) ・工事費積算業務(RIBC2 による内訳書作成含む) 一式 ・数量計算書作成 一式 ・工事内訳書作成 一式 ・その他建築担当監督員から指示のある設計業務</p>

2) 設計条件等

- ・設計内容等については、関係者等からの要望を詳しく聞き取り、建築担当監督員も含めて十分な協議を重ねた上で、予算にあった設計内容とすること。
- ・工事に必要な仕様形態に合った安全な仮設計画図を作成すること。
- ・工事に伴い各関係機関(市・県・国・消防及び電気、水道、下水道等全て)との事前協議、申請書等作成・提出・訂正・受理等全て本契約に含むこととし、契約後速やかに工事に支障のないよう十分な協議を行うこと。
- ・原則、受注者にて施設管理者等と連絡を取り協議の場を設定すると共に、打ち合わせ協議事項については、随時建築担当監督員に書面にて報告すること。
- ・業者見積徴取にかかる経費及び掛率等の調査に係る経費はすべて本契約に含む。
- ・原則本工事に伴う別途工事は無いこととし、全ての工事は設計範囲内とする。

6:委託内容

- 1) 設計条件の整理
- 2) 法令上の諸条件調査及び関係機関との協議
- 3) 上下水道、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との協議
- 4) 要求事項等の確認
- 5) 建築設計

- 6) 電気設備設計
- 7) 機械設備設計
- 8) 建築基準法その他関係法令に基づく申請書の作成及び手続き(申請手数料含む)
- 9) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく協議・申請業務
- 10) 省エネ適判(建築物エネルギー消費性能適合性判定及び申請業務)
- 11) 工事費積算業務
- 12) 数量計算書作成
- 13) 地質調査業務(スウェーデン式サウンディング試験)
- 14) 成果品の作成
- 15) 上記業務に必要な現地調査、関係機関協議、立会い、設計審査協議、各種打合せ等の業務

7:業務の実施

1)一般事項

- a: 設計業務は提示された設計条件、関係法令及び下記適用基準等によって行う
- b: 業務計画書を提出すること
- c: 実施工程表を提出すること
- d: 毎月履行状況報告書を提出すること
- e: 関係官庁及び部署との打合せは必要に応じて行い、速やかに記録を作成し提出すること
- f: 本計画施設の設計にあたり、現地調査を入念に行い設計図面にも反映すること。
- g: 工事における重機の据付位置・動線、材料等の搬出入経路、仮囲い、足場等を十分検討のうえ、仮設計画を作成し指定仮設も含め設計図書として整備すること
- h: 建物計画は協議等により決定するものであり、計画段階での会議において本業務の受注者は図面等の資料を作成し、出席及び説明等を行なうこと
- i: 建築確認済証等は委託期間内に受領し設計内容に反映すること
- j: 設計図書成果品は建築担当建築担当監督員の指示に従い作成すること

2)適用基準等(図書は最新版とする)

a:共通

- ・建築設計基準及び同解説
- ・官庁施設の総合耐震計画基準
- ・バリアフリー法
- ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
- ・建築省エネ法

b:設計

- ・建築工事設計図書作成基準及び同解説
- ・公共建築工事標準仕様書及び監理指針(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編)
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準及び同解説
- ・建築設備設計基準
- ・建築工事標準詳細図
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・建築積算のための仮設計画標準図

c:積算

- ・建築数量積算基準・同解説
- ・建築工事内訳書標準書式・同解説
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事積算基準等資料
- ・公共建築工事積算基準の解説(建築工事編、設備工事編)(最新版)

- ・営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り
- ・営繕積算システム等開発利用協議会参考資料
- ・刊行物(採用地域の優先順位: ①伊賀、②津、③四日市、④三重、⑤名古屋、⑥大阪、⑦東京・全国)
※刊行物については、複数の刊行物の原則平均値を採用すること。(単価・材料共)
※地域別単価を採用していない刊行物及び年単価については、不可とする。
- ・見積書、カタログ(原則三社以上にて比較し、比較表を添付すること。)
 ※見積による単価決定は設計者にて実勢価格の聞き取り調査を行い決定すること。又、掛率等の決定根拠資料を添付すること。
- ・単価決定図書原本(該当箇所マーキング)及び積算算出根拠図書原本(該当箇所マーキング)を提出すること。
- ・設計内訳書は営繕積算システム RIBC2により作成する。作成に必要な RIBC2は受注者負担にて期限付きライセンス等を取付すること。また本ライセンス取得料は本契約に含むものとする。なお、修正設計によるリース契約の延長に伴う費用は受注者負担とする。
- ・RIBC2による内訳書の作成要領等については建築担当監督員と協議し指示に従うこと。

3) 成果品の提出について

成果品は種類ごとに見やすくインデックスを添付すること。また、委託期間終了の10日前までに仮提出し、建築担当監督員の確認を受けること(図面は縮小版で可)

4) 成果品の取り扱いについて

提出された成果品については、工事中の施工図及び完成図の作成、完成後の維持管理、改築、増築、改修等、発注者が自由に公表または使用することができるものとする。

5) その他

- ・本仕様書に記載されていない事項は、必要に応じて、発注者と受注者の協議により定める。
- ・受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

8: 管理技術者等及び再委託

- ・管理技術者、照査技術者、建築及び設備担当者を配置し報告すること。(実務経験経歴書を提出)※建築士事務所登録がない事務所への再委託は不可
- ・打合せ会議には必要に応じて各担当者が出席すること。
- ・管理技術者は、契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- ・照査技術者は、成果品の内容の技術上の照査を行い、照査を行った事項について委託完了時に照査技術者による報告書を提出すること。
- ・管理技術者及び照査技術者、建築・設備担当者の資格は「一級建築士」とし、照査技術者はそれぞれの担当者と兼ねることができない。ただし原則すべて一級建築士が望ましいが建築・設備担当者については二級建築士でもよいものとする。
- ・電気設備担当者、機械設備担当者、構造担当者、そのほか追加業務(積算・測量・地質調査)はそれぞれ再委託とすることができるが、必ず管理技術者の指導監督の下で業務を行い、管理技術者はその内容を把握すること。また、その委託契約状況の確認ができる書面(注文書等)の写しを提出すること。なお軽微な業務内容、又は建築士でなければできない設計以外の設計等業務であっても同様とする。
- ・受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面(建築士法第24条の8に規定)を提出しなければならない。
- ・設計業務を行う再委託先は建築士事務所登録を行っていること。また設備設計業務及び設備設計補助業務は、建設備士等に再委託すること。それぞれ建築士事務所登録証及び担当者の資格免状の写しを提出すること。ただし、建築士でなければできない設計以外の業務(コピー、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備計算を除く)、模型作成、透視図作成等の簡易な業務)についてはこの限りではない。
- ・受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
- ・再委託先は入札参加資格停止期間中であってはならない。

9: 資料の貸与及び返却

なし

※RIBC2 用単価データは積算時に提供するため、適当な時期に建築担当監督員に連絡すること。

10: 成 果 品

	項 目	提出部数	製本等	備 考
1	計画施設に関する実施設計図書 一式 (国土交通省告示8号 別添一 二 実施設計に関する標準業務 ※仮設計画図を含む)	CD-R	A2 2ツ折 2部 A3 2ツ折 2部 (背、表紙 は刻印文字) ※テブラ不可	・図面は JWW データ及び PDF データでも提出すること (データは成果品と同レベルで出力できるように調整すること)
2	工事予算書	1部		・原則 RIBC2 にて作成し、RIBC2 データも提出すること
3	数量計算書	1部		・全ての項目について、数量計算書を作成すること。
4	単価決定根拠資料	1部		・刊行物原本(マーキング)
5	見積書、カタログ等	1部		・見積書、カタログ等の比較表を作成すること ・ 実勢価格の調査を行い掛率などを決定すること。また、その報告書も作成すること
6	各種技術資料	1部		・製品カタログ ・各種検討書(地質調査結果、構造検討資料等)
7	打合せ記録簿 ※随時提出	1部		官公庁、電力会社、上下水道部、消防、施設管理者等との協議のすべてを含む。
8	法令等に基づく申請図書及び許可書	1部		確認申請書ほか
9	契約書、本特記仕様書に記載のある書類	1部		
10	その他、指示する書類	指示による		

※ 上記 2 ~ 10 については、ファイルに綴って提出すること。

(目次及びインデックス等で分類し詳細に整理すること。(単価決定図書(刊行物)原本は除く))

※ 上記成果品のうち電子データにて納品できるものは、提出部数以外に CD-R に収納し提出すること。

11: その 他

- ・概算工事費設計書を、建築担当監督員との協議の上工期内指定日までに作成し提出すること。また同時期に設計審査を実施するため、計画図(配置図、平面図、立面図、矩計図、構造図、電気機械設備図)、地質調査報告書及び工事予算書等を整理しておくこと。
- ・委託期間中に行う設計審査の資料作成及び会議に出席すること。
- ・本仕様書に特記なき事項は三重県業務委託共通仕様書に準じる。
- ・RIBC2 のライセンス取得費、地質調査は特別経費として本業務に含むものとする。
- ・業務完了後、図面等成果品に不備が発見された場合は、受注者は発注者の指示により迅速且つ誠実にこれを修正すること。不備によって発注者及び工事受注者等に損害を与えた場合は受注者の責任において損害賠償を行うこと。また、それに備えた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じること。

特記仕様書(測量業務条件一覧表)

明示事項	明示事項(条件及び内容)	
ア 適用基準等	(a) 設計業務等委託契約書 (b) 測量業務等共通仕様書(三重県)【令和3年11月制定】 (c) 名張市公共測量作業規程名張市公共測量作業準拠、国土交通省公共測量作業規程解説と運用、国土交通省公共測量作業規程記載要領準用) d 用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。 (e) 三重県土地改良事業測量作業規程(農林水産省農村振興局測量作業規程準用) f その他()	
イ 業務計画書	(a) 契約締結後14日以内に測量作業計画書(作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。)を監督員に提出する。 (b) 業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。 (c) 業務日報は、監督員が提出を要求したときはすみやかに提出する。 (d) 本測量作業に使用する主要機器(トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等)については、(社)日本測量協会技術センターで行い、その証明書写しを用地測量作業計画書に添付すること。 (e) 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既知点は、(1. 既設の基準点(1~4等三角点又は1~3級基準点) 2. 任意の基準点 3. 他業務において設置されている基準点)とする。 f その他()	
ウ 成果の提出	(a) 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したものについては除外する。 (b) 本業務における成果品の提出部数は、2部とする。 c 指示する期日までに提出する成果物あり。() (d) 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 (e) 電子記憶媒体での提出すること。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りでない。 f その他()	
エ 工程関係	a 別途業務との工程調整の必要あり(別途業務名:) b 関係機関との協議の必要あり(別途資料作成必要あり) c その他()	
オ 資料の貸与	a 貸与する資料は、次の資料とする。()	
カ 業務条件	a 業務条件は下記のとおりとする。	
キ CALS実証フィールド実験	a 電子納品実験(調査計画・設計段階) 情報共有実験; 図面データの交換実験	a 「三重県CALS実証フィールド実験マニュアル」による。
ク その他	(a) 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 b その他	

- (注) 1. 上記受託業務、事項、条件、及び内容の○印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。